

奨学金等指導資料

平成 31 年 4 月
大阪府教育庁

目 次

奨学制度一覧表	1
政府・民間の教育ローンの概要	7
市町村奨学金制度一覧表・市町村入学資金一覧	9
日本学生支援機構（大学、短期大学、専修学校専門課程）	11
大阪府育英会奨学金貸付（高校、専修学校高等課程等）	15
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	16
生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	17
日本政策金融公庫（国の教育ローン）	18
ヒューファイナンスおおさか 大学（高校）入学準備資金融資	19
保育士修学資金	21
介護福祉士・社会福祉士修学資金	22
生活保護費「高等学校等就学費（生業扶助）」	23
高校における1年次納付金（入学料・授業料、学習費）参考例	24
大学等における1年次納付金参考例	25
奨学金制度全般についての問い合わせ先	26

※大阪府看護師等修学資金は平成29年4月から新規の貸与は中止しています。

※是川奨学財団交通遺児奨学資金は平成29年度から休止しています。

奨 学 金 制 度 一 覧 表

平成31年3月現在

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口																																	
<p>日 本 学 生 支 援 機 構</p> <p>申込みの問い合わせは、 在学する学校へ (浪人生も同様)</p> <p>わからないこと、知りたいことは ホームページ http://www.jasso.go.jp/ モバイルサイト http://daigakuic.jp/jasso/</p>	<p>○申込資格</p> <p>・第一種奨学金(無利子) 特に優れた学生、生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者 (※学力・所得等の基準有り)</p> <p>・第二種奨学金(有利子) 優れた学生、生徒で、経済的理由により修学困難な者 (※学力・所得等の基準有り)</p> <p>○家計基準 別添参照</p>	<p>・第一種(無利子) (自宅通学:月額)※自宅外月額あり</p> <table border="0"> <tr> <td>短大 国公立</td> <td>最高月額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高月額以外</td> <td>20,000円、30,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>最高月額</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高月額以外</td> <td>20,000円、30,000円</td> </tr> </table> <p>大学 国公立</p> <table border="0"> <tr> <td>最高月額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>最高月額以外</td> <td>20,000円、30,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>最高月額</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高月額以外</td> <td>20,000円、30,000円</td> </tr> </table> <p>専修 国公立 (専門)</p> <table border="0"> <tr> <td>最高月額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>最高月額以外</td> <td>20,000円、30,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>最高月額</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高月額以外</td> <td>20,000円、30,000円</td> </tr> </table> <p>※上記における貸与月額は、平成30年度進学者から適用 また、世帯の年収・所得が別途定める基準以上の方は、最高月額以外の月額から選択。</p> <p>・第二種(有利子) 大学・短大・専修(専門) 2万円~12万円(1万円単位)から選択 年0.14% 2019.3現在(利率固定方式)</p> <p>・入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 一時金として10・20・30・40・50万円を貸与 年0.34% 2019.3現在(利率固定方式)</p> <p>※利率の算定方法には、利率固定方式の他に利率見直し方式があります。</p> <p>・海外留学の奨学金(第二種奨学金と同じ)</p>	短大 国公立	最高月額	45,000円		最高月額以外	20,000円、30,000円	私立	最高月額	53,000円		最高月額以外	20,000円、30,000円	最高月額	45,000円	最高月額以外	20,000円、30,000円	私立	最高月額	54,000円		最高月額以外	20,000円、30,000円	最高月額	45,000円	最高月額以外	20,000円、30,000円	私立	最高月額	53,000円		最高月額以外	20,000円、30,000円	<p>○募集期間</p> <p>・大学等在学採用 4月より募集 大学・短大・専修(専門)に在学している学生</p> <p>・大学等予約採用 夏頃に募集(予定) 大学・短大・専修(専門)に進学を希望している生徒</p> <p>・海外留学予約採用(第二種奨学金) 年間数回の募集(進学前) 海外の大学に進学を希望している生徒</p> <p>・海外留学在学採用(第二種奨学金) 年間数回の募集(進学後) 海外の大学に在学している学生</p> <p>○貸与期間</p> <p>・在学する学校の標準修業年限の終期まで貸与</p>	<p>在学する学校 高等学校卒業程度認定試験合格者は日本学生支援機構</p>	<p>○緊急時の申込 大学等に在学中、家計支持者の失職、病気等により家計が急変し、奨学金を必要とする場合は随時に奨学生として採用します。(在学4校へ申出)</p> <p>○大学等予約の対象者 高校3年生、浪人生(2浪まで) 高等学校卒業程度認定試験合格者(科目合格者、受験手続済みの人含む)</p> <p>○海外留学予約の対象者 高校3年生、浪人生(3浪まで) 高等学校卒業程度認定試験合格者(科目合格者、受験手続済みの人含む) *海外留学の奨学金は緊急時の申込の制度なし</p> <p>※詳細についてはそれぞれの在学している学校でご確認ください。</p>
短大 国公立	最高月額	45,000円																																			
	最高月額以外	20,000円、30,000円																																			
私立	最高月額	53,000円																																			
	最高月額以外	20,000円、30,000円																																			
最高月額	45,000円																																				
最高月額以外	20,000円、30,000円																																				
私立	最高月額	54,000円																																			
	最高月額以外	20,000円、30,000円																																			
最高月額	45,000円																																				
最高月額以外	20,000円、30,000円																																				
私立	最高月額	53,000円																																			
	最高月額以外	20,000円、30,000円																																			
	<p>給付奨学金 2020年4月から給付奨学金の拡充が予定されています。 制度の詳細や最新の情報については文部科学省ホームページ「高等教育段階の教育費負担軽減」をご覧ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm</p>																																				

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
大 阪 府 育 英 会 都島区網島町6-20 大阪私学会館内 Tel.(06)6357-6272 http://www.fu-ikuei.or.jp	■貸付対象 保護者（親権者）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 ■所得基準 ○奨学資金 1 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円未満 （年収めやす（※1）800万円未満） 2 私立のみ 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円以上578,500円未満 （同800万円以上1,000万円未満） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（高校生1人・中学生1人）の4人世帯の場合の例です。（実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）により判定します。） </div>	■貸付限度額【年額】 ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で希望する額 【1万円単位】（無利子） 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額（※2）＋その他教育費10万円 （授業料負担が実質無償となる場合は、10万円） 2 私立のみ 24万円 （授業料実質負担額（※2）が24万円を下回る場合は、その額。 また、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が418,500円以上507,000円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）で、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。） （※2）各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。	■募集期間 ○予約募集（奨学資金・入学時増額奨学資金） 中学校3年生時の 8月下旬～10月上旬頃 で各学校が定める期間 ○在学募集（奨学資金のみ）（※3） 高校等進学（進級）後の4月中旬～ 5月上旬頃で各学校が定める期間 （※3）入学時増額奨学資金は進学後に、申込みはできません。 ■貸付期間 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最短期間（進級の終期まで）	在学する学校、 又は 大阪府育英会 採用貸付課	■予約採用後の手続き 高校等への進学後、各学校が定める期間内に、所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。（手続きをしなかった場合は辞退したものとみなされます。） ■緊急時の申込 生徒が、保護者（親権者）の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。 ■貸付対象校 ・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む） ・特別支援学校高等部 ・高等専門学校 ・専修学校高等課程（修業年限1年以上） ■返還 返済された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。
	○入学時増額奨学資金 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 257,500円未満（同590万円未満）	国公立 … 5万円以内 私立 … 25万円以内	■貸付期間 高校等入学前 ※進学後の貸付はできません。		
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制 課程修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 大阪市中央区大手前3丁目 2-12 Tel.(06)6941-0351代表 内線3432	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割の合計額が85,500円未満の者であること。 また、平成31年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額が85,500円未満の者であること。 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること。（教科・科目の履修状況）	貸与額 月額9,000円に申請年度の在学月数を乗じた額 ※奨学のための給付金を給付される者は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） 貸与決定時期 12月中旬（予定） ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	在籍する学校	返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 （教育支援費・就学支援費） （社福）大阪府社会福祉協議会 中央区中寺1-1-54 Tel.(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp/	大阪府内に居住していること 他からの融資を受けることが困難な低所得世帯	教育支援費 （月額）（無利子） 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 短大 … 60,000円以内 大学 … 65,000円以内 就学支援費 （無利子） 500,000円以内	○随時申込 （事前相談必要） ○入学年度の4月末までに申し込むこと	市町村の社会福祉協議会 （大阪市内は各区保健福祉課）	○高校には、専修学校の高等課程を含みます。 ○短大には、専修学校の専門課程を含みます。 （大学院・外国留学は対象外）

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金) 子を扶養する親が居住する市町福祉事務所（福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は、府子ども家庭センター） http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/boshikatei/kashitsuke.html	20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方）が扶養する子、もしくは父母の不在20歳未満の児童。 なお、返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設けることで、子自身が借主として貸付申請できる場合もあります。 ※20歳未満の子が申請する場合は、連帯保証人と法定代理人が必要 ※返済能力を有すること	修学資金（月額） ※府内高校は私立・公立とも授業料無償のため貸付対象外 府外私立高校（自宅外）…52,500円以内（無償化との差） ※公立・自宅通学の場合 大学・短大・専門学校 … 67,500円以内 大学院（修士） …132,000円以内 就学支度資金（入学時のみ） ※公立・自宅通学の場合 高校・高専 150,000円以内 短大・大学 370,000円以内 大学院380,000円以内 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ※貸付上限額は、自宅通学・自宅外通学、公立・私立等の区分により異なります。	○申込期間 ・修学資金 入学決定後随時 ・就学支度資金 入学決定後～入学命等納入前 ※要件により貸付できない場合があります。 貸付金の交付までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。 ○修学資金の貸与期間 申請月から在学する学校の最短修学年限の終期まで貸付	子を扶養する親が居住する市町福祉事務所（福祉事務所が設置されていない町村にお住まいの場合は府子ども家庭センター）	○高校授業料実質無償化は貸付対象外 ※日本学生支援機構・大阪府育英会等との併用については、貸付限度額との差額の範囲内で、貸付が受けられる場合があります。 ※外国留学は貸付対象外 ※返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後 ※違約金：年5.0%
介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 中央区中寺1-1-54 Tel.(06)6776-2943 (修学資金直通) http://www.osakafusyakyoo.or.jp/fcenter/Cms/Public/topic/16	介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として就労することを希望する方。 ※ 社会福祉士養成施設に福祉系大学は含まれません。	貸付金（無利子） 介護福祉士・社会福祉士 月 額 50,000円以内 ※1 貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができます。ただし、貸付対象者が夜間部、社会福祉士短期養成施設または通信課程に在学する場合は就職準備金の貸付けはできません。 ※2 介護福祉士国家試験を受験する意思のある方については、国家試験受験対策費用として、一年度当たり40,000円を加算することができます。 ※3 養成施設入学前に生活保護受給世帯の方であって入学後に生活保護が廃止された方（以下「生活保護受給世帯であった方」という。）又はこれに準ずる経済状況にある方（以下「準ずる経済状況の方」という。）については、生活費の一部に充当できる費用（以下「生活費加算」という。）を加算することができます。ただし、生活保護費との併給は認められません。 <生活費加算の額> ●生活保護受給世帯であった方 貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分に相当する額以内。注）貸付決定後に転居・加齢等を理由とする額の変更は行いません。 ひと月あたり33,560円から43,300円までの範囲内で加算できます。注）貸付申請時の居住地及び年齢によって加算限度額が異なります。） ●準じる経済状況の方	【一般募集】 ○申請期間 4月初旬～4月下旬 ○貸付期間 在学期間 【入学前募集】 ○申請期間 養成施設入学前に生活保護受給世帯の方であって入学後に生活保護が廃止される見込みの方を対象。申請は養成施設合格後から3月末まで。 ○貸付期間 在学期間	在学している養成施設 (社福) 大阪府社会福祉協議会に直接申し込み	返還の免除 介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に引き続き5年間従事したとき。 返還免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、貸付期間と同等の期間で一括もしくは分割のいずれかの方法により返還していただきます。
保育士修学資金貸付 問合せ先 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府中央区中寺1-1-54 Tel.06-6776-2943 http://www.osakafusyakyoo.or.jp/fcenter/	1.優秀な学生であって、かつ家庭の経済等から真に修学資金の貸付が必要な方 2.大阪府内に在住している又は大阪府内の指定保育士養成施設に在学しており、卒業後大阪府内の保育所等で就労することを希望する方 3. 指定保育士養成施設で学ばれる方	保育士修学資金（無利子） 学費月額 5万円以内（月額） 入学準備金20万円以内（入学時） 就職準備金20万円以内（卒業時）など	○申請期間 【通常申請】 入学後4月末日まで養成施設にて申請 【事前申請】 入学前、10月1日～2月28日 ただし低所得世帯に属する高校3年生対象（平成30年度実績） ○貸付期間 在学期間	【通常申請】 在学する養成施設 【事前申請】 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター	○返還の免除 卒業後5年間府内の保育所等に従事した場合
あしなが奨学金 あしなが育英会 東京都千代田区平河町 1-6-8 Tel.(0120)77-8565 http://www.ashinaga.org/	保護者等が、病気や災害（道路における交通事故を除く）もしくは自死（自殺）などで死亡したり、著しい後遺障害（1～3級）で働けないため、教育費に困っている家庭の生徒・学生	奨学金（月額）（無利子） 高校・高専（1～3年生） 国公立 25,000円 私立 30,000円 大学・短大 一般 40,000円 特別 50,000円 専修学校・各種学校 40,000円 大学院 80,000円 入学一時金（無利子・予約採用者に限る） 私立高校 300,000円 私立大学 400,000円	○募集期限 ・高校・高専 第1次募集 4月1日～5月20日 第2次募集 5月21日～9月30日 ・大学・短大・専修学校・各種学校・大学院 4月1日～5月20日 ・予約（大学・高校） 中3：第1次募集 4月1日～7月31日 第2次募集 8月1日～12月15日 高3： 4月1日～6月30日	在籍する学校（直接出願可）	

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
交通遺児育英奨学金 (公財) 交通遺児育英会 東京都千代田区平河町 2-6-1 7リ-ダイヤル 0120-521286 https://www.kotsuiji.com/	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時29歳までの人) ※著しい後遺障害とは 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害 家計基準(給与所得者) 高校・高専 780万円(360万円) 大学・短大・専修学校専門課程・各種 940万円(520万円) ※ () 内数字は給与以外の所得者	奨学金 (月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 20,000円、30,000円、40,000円から選択 大学・短大 40,000円、50,000円、60,000円から選択 専修学校専門課程・各種学校 40,000円、50,000円、60,000円から選択 入学一時金 (無利子、1年生入学後に貸与) 高校・高専・専修学校高等課程 200,000円、400,000円、600,000円から選択 大学・短大 400,000円、600,000円、800,000円から選択 専修学校専門課程・各種学校 400,000円、600,000円、800,000円から選択 進学準備金 (無利子) 高校奨学生でかつ大学・専門学校奨学生予約決定者のみ 400,000円、600,000円、800,000円から選択	○募集期間 ・在学 高校・高専 奨学金 4月～1月 大学・短大 奨学金 4月～11月 専修・各種 奨学金 4月～12月 ・予約(大学・高校) 中3：第1次募集 4月～9月 第2次募集 10月～2月 高3：第1次募集 4月～9月 第2次募集 10月～1月 専修・各種：4月～2月	直接、電話かインターネットのホームページから応募書類を申込み、直接出願	○他制度と併給可
(公財)大阪交通災害遺族会奨学金 〒542-0012大阪府中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内 紀尾井町ビル11階 TEL 06-6761-5296 FAX 06-6761-8526 e-mail: info@pansy.or.jp http://www.pansy.or.jp/	大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	○奨学金 (無利息) 毎月最高2万円まで ○校種 高等学校(全日制・定時制・通信制)・高等専門学校・大学(短大含む)・大学院・専門学校 ○入学準備金 (無利息) 公立・私立中学校 100,000円 公立高校・高等専門学校 100,000円 私立高校・専門学校・公立大学 200,000円 私立大学 300,000円	○募集時期 随時 ○貸与期間 高等学校 3か年 大学 4か年	(公財)大阪交通災害遺族会事務局	・中学校・高等学校卒業時に祝金を支給。 ・他団体の奨学金との併用可 ・卒業証明書を提出した場合、奨学金貸与総額の20%を免除
(一財)道路厚生会交通遺児修学資金援助事業 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル11階 TEL(03)6674-1761 (平日 9:30~12:00, 13:00~17:00) http://www.douro-kouseikai.org/	○修学資金 1 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路において交通事故により亡くなられた方の遺児 2 高等学校等に在学中の遺児 3 申込時、次のいずれかの経済状態にある方 ー所得税を納めていない・住民税又は住民税の所得割を納めていない・生活扶助を受けている ○卒業祝金 ・当修学資金の援助を受けながら高等学校等を卒業した遺児	○校種 高等学校(全日制・定時制・通信制)・高等専門学校の3年生以下・特別支援学校(盲・聾・養護学校)の高等部・専修学校の高等課程 ○修学資金 1人1年間 282,000円 ※年度途中の新規申込は月割となります。 ○卒業祝金 100,000円	○募集時期 随時 ※高等学校等入学前でも事前登録が可能です。事前登録の方へは、高等学校等への入学対象年齢になる年度に申込の案内を送付いたします。 ○給付期間 学校が指定する修了年にかかわらず、最高3か年	(一財)道路厚生会交通遺児修学資金給付係に直接申込	・修学資金、卒業祝金ともに返還の必要はありません。 ・他団体から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも給付対象となります。

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
アフラック小児がん経験者 ・がん遺児奨学金制度 アフラック 広報部 社会公共活動推進課 TEL(03)5908-6413 http://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/	以下の要件をすべて満たしていること 【がん遺児】 1 主たる生計維持者を「がん」(悪性新生物)で亡くし、経済的理由により援助を必要とすること。 2 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えないこと。(詳細は募集要綱を確認ください) 3 2019年4月時点で高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学中であること。(当年度入学希望者を含む) 4 直近の学習成績評定平均値3.5(5段階評定)以上の方(評定値を付さない学校の在学学生についてはこれに相当する方)、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績がある方。 【小児がん経験者】 1 18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的理由により援助を必要とすること。 2 奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が指定の条件を超えないこと。(詳細は募集要綱を確認ください) 3 2019年4月時点で高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の一般課程または高等課程に在学中であること。(当年度入学希望者を含む)	奨学金 (支給月額) 25,000円(予定) 毎年4期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	○募集期間 11月初旬～翌年2月末(必着) ○支給期間 最短修業年限		本修学資金は給付制ですので返還の必要はありません。
アフラック小児がん経験者 ・がん遺児奨学金制度 公益財団法人 がんの子どもを守る会 TEL03-5825-6311 http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/	以下の要件をすべて満たしていること(詳細は募集要綱を確認ください) 【共通】 ・募集年度の4月時点において高校学校等に在学予定の方 ・奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が所定の上限を超えない方 【がん遺児】 ・「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする方 ・直近の学習成績が、定平均値3.5(5段階評価)以上の方、評定値を付さない学校の在学学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方(全国大会出場等) 【小児がん経験者】 18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助を必要とする方	奨学金 (支給月額) 20,000円 毎年4期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	○募集期間 11月初旬～翌年2月末(予定) ○支給期間 高校卒業(正規の最短修業期間)まで		本修学資金は給付制ですので返還の必要はありません。
中国帰国子女高等学校等 奨学金 (財)山崎豊子文化財団 堺市西区浜寺昭和町3丁 391番地2 TEL(072)266-2522	府内に住所を有し、府内の高等学校等に入学を希望する生徒であり、かつ保護者(祖父母、曾祖父母等を含む)が引揚者で、終戦前(昭和20年9月2日以前)から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって帰国したもの。	奨学金 (支給月額) 大阪府下の高校・高専・専修学校 (修業年限2年以上の学科の高等課程) 20,000円	○募集期間 11月1日～11月25日 ○支給期間 最短修業年限(3年)	在学する中学校	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
公益財団法人 朝鮮奨学会奨学金 指導部 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング9階 TEL：03-3343-5757 http://www.korean-s-f.or.jp	日本の高校及び大学の学部並びに大学院に在学している韓国人・朝鮮人学生（韓国籍・朝鮮籍、本国からの留学生も含む）で、成績優良で、学費の支弁に困っていないが他の奨学機関から奨学金を受給していない者（貸与奨学金、本会奨学金と同額未満の給与奨学金、学内奨学金、日本学生支援機構給付奨学金）	奨学金 （支給月額） 高校 10,000円 学部生 25,000円 修士課程 40,000円 専門職課程 40,000円 博士課程 70,000円	○募集期間（入学後） 高校 4月2日～5月10日 大学・大学院 新規応募者4月1日～5月7日 継続応募者4月1日～4月25日	期日までに申請書類を提出すること	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。郵送の場合は、特定記録で期間内必着（締切日の速達消印は有効） 大学・高校とも申請にあたっては、募集要項に記載している申請要件を十分確認してください。 学部生の応募は2学年以上（削除）
（公財）韓国教育財団 奨学金支給事業 （公財）韓国教育財団 東京都港区三田4-6-18 エムアンドエム6F TEL(03)5419-9171 http://www.kref.or.jp	1 日本の高等学校（韓国学校を含む）・大学・大学院に在学する在日韓国人 2 日本の大学に在学し、韓国学を専攻する日本人 3 海外トップランキング50位以内のMBA課程大学院生で永住権を保持する在日韓国人 4 上記資格に該当する学生で、成績優秀で、学費の支弁が困難	奨学金 （支給年額）※貸与ではなく給付です 高校 120,000円 大学 500,000円 大学院 1,000,000円 海外MBA課程 5,000,000円	○募集期間（入学後） 高校 4月中旬～5月下旬 大学 4月中旬～5月下旬 大学院 4月中旬～5月下旬 MBA・ロースクール 随時	期日までに申請書類を民団地方本部及び該当教育院へ郵送提出すること ※海外MBA課程は財団住所へ提出	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。 奨学金申請にあたっては、財団ホームページを参照し、募集要項に記載している申請要件を十分確認してください。 他団体の奨学金（返済義務なし）との重複支給は認めません。
（一財）青峰奨学財団 奨学金支給事業 （一財）奨学財団 採用係 東京都新宿区高田馬場1-28-7 高田馬場ヒルサイドバレス302 TEL(03)6205-5961 http://www.seihou.org	1 韓国籍を有し、日本の大学に2年生以上在学する者で、成績優秀で品行方正であり、かつ学業を成就するために経済的援助を必要とする者。 2 他の奨学金を受けていない者	奨学金 （支給年額） 大学 600,000円 大学院 840,000円	○募集期間（入学後） 4月10日～4月24日	期日までに申請書類を提出すること （郵送）	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。 申請にあたっては、募集要項に記載している申請要件を十分確認してください。

政府・民間の教育ローンの概要

平成31年4月現在

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
<p>日本政策金融公庫 (国の教育ローン 教育一般貸付)</p> <p>教育ローンコールセンター Tel. 0570-008656 (ナビダイヤル) または、03-5321-8656</p> <p>※ 申込はインターネットでも可 http://www.jfc.go.jp</p>	<p>学生・生徒1人につき 300万円以内</p> <p>※今後1年間に必要となる費用</p>	<p>世帯の年間収入の上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者 790万円(子供1人) 890万円(子供2人) 990万円(子供3人) ・事業所得者(世帯年間所得) 590万円(子供1人) 680万円(子供2人) 770万円(子供3人) <p>※子供4人以上の場合はコールセンターにお問い合わせください</p>	<p>15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方については18年以内) (元金据置在学期間内可能)</p> <hr/> <p>※子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(所得770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。</p>	<p>1.78%</p> <p>31.3現在</p>	<p>一年中いつでも申込可能</p> <p>(但し入学資金については、入学される月の翌月末までの融資実行まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高校・高専・特別支援学校の高等部・短大・大学院 ・専修学校・各種学校・予備校・デザイン学校など ・外国の高校・高専・短大・大学・大学院など(原則6カ月以上の留学に限る) 	<p>主な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書 ・運転免許証またはパスポート ・世帯全員(続柄を含む)が記載された住民票の写し(原本)または住民票記載事項証明書(いずれも本籍地や個人番号(マイナンバー)は不要) ・源泉徴収票または確定申告書(控) ・住宅ローン(又は家賃)と公共料金のお支払いを確認できる預金通帳(最近6か月分以上) <p>入学資金を申し込む場合は、合格通知書、入学許可書など 在学資金を申し込む場合は、在学を確認できる書類(学生証、在学証明書など)とお使いみちが確認できる書類(授業料納付通知書、見積書など)</p>
<p>銀行等各種金融機関</p> <p>例：府の指定金融機関であるりそな銀行の「教育ローン」の場合</p> <p>クレジットセンター Tel.(0120)25-8156 http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/</p>	<p>10万円～500万円 (1万円単位)</p> <p>※医学部、法科大学院への就学費用は1,000万円以内 (1万円単位)</p>	<p>20歳～66歳未満で最終返済時の年齢が満75歳未満</p>	<p>10年以内</p> <p>元金据置は最長4年6ヶ月かつ就学期間内</p> <p>※医学部、法科大学院への就学費用は12年以内(1年単位)</p>	<p>4.475% (変動金利) H31.3現在</p>	<p>・貸付時期 年中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小学校・中学校・高校・高専・大学・短大・大学院・予備校・専修学校 *各種学校を対象とするかは、銀行により異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入証明(申込金額が50万円を超える場合) ・本人確認資料 ・通帳、届印 ・資金用途を証明する書類 ・その他必要に応じた書類

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
<p>近畿労働金庫</p> <p>ろうきんフレックスローン：教育</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>お客さまセンター 0120-191-968 近畿労働金庫ホームページ https://www.rokin.or.jp/</p> </div>	<p>1,000万円以内</p> <p>※所属組合・雇用形態等によって異なる場合があります。</p>	<p>●会員組合員 (近畿労働金庫に出資加入している労働組合等の組合員)</p> <p>●生協組合員 (近畿労働金庫に出資加入し相互の協同・連携を確認している生協の組合員の方および同一生計のご家族)</p> <p>●一般勤労者 (上記、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県にお住まいかお勤めの方)</p>	<p>最長20年</p> <p>※店頭で返済額を試算いたします。</p>	<p>【固定金利】</p> <p>●会員組合員の方 年2.7%または年3.2%</p> <p>●生協組合員の方 年2.98%または年3.2%</p> <p>●一般勤労者の方 年3.2%</p> <p>※利率はすべて保証料込み ※審査により保証機関・ご融資金利が異なります。 ※平成31年3月1日現在</p>	<p>通期</p>	<p>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高専、大学、短大、大学院</p> <p>・専門学校</p> <p>・予備校</p>	<p>・入学、在学を証する書類 (合格通知書、在学証明書、学校が発行する専用納付書等)</p> <p>・資金の使途証明書類 (入学資金明細書、授業料納付書等)</p> <p>・収入証明書 (所得証明書、住民税決定通知書等)</p> <p>・本人確認書類 (運転免許証、健康保険証等)</p> <p>・その他</p> <p>※店頭に商品説明書・申込書類をご用意しております。</p>
<p>近畿労働金庫</p> <p>ろうきん教育ローン(カード型)</p>		<p>●一般勤労者 (上記、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県にお住まいかお勤めの方)</p>	<p>最長20年</p>	<p>【変動金利】</p> <p>●会員組合員の方 年2.7%</p> <p>●生協組合員の方 年2.98%</p> <p>●一般勤労者の方 年3.2%</p> <p>※利率はすべて保証料込み</p> <p>※ローンカードご利用期間中は1年毎の自動更新となります。</p> <p>※平成31年3月1日現在</p>			<p>※審査の結果、ご希望にそえない場合があります。</p>
<p>近畿労働金庫</p> <p>(2019年度日本学生支援機構奨学生に対する入学金融融資制度)</p>	<p>最高74万円 (入学金・授業料)</p> <p>※既に納入した場合は対象外</p> <p>「決定通知」に記載の「入学時特別増額貸与奨学金」および「一時金額給付奨学金」合計額の範囲内</p>	<p>・日本学生支援機構の奨学金対象校に進学する奨学生採用候補者で奨学金受取口座を労働金庫に指定できること</p> <p>・近畿労働金庫の地域内に居住または勤務先のある者の子であること</p> <p>・融資申込時点で「入学時特別増額貸与奨学金」あるいは「一時金額給付奨学金」の支給要件を満たしていること</p>	<p>「増額奨学金」が奨学金振込口座に振込まれる日、または、7月の奨学金支給日のいずれか早く到来する日まで</p>	<p>年1.76% (固定金利)</p>	<p>・貸付時期</p> <p>平成30年11月1日から平成31年3月29日まで</p>	<p>・大学・短大</p> <p>・大学院</p> <p>・専修学校(専門課程)</p> <p>※「入学時特別増額貸与奨学金」および「一時金額給付奨学金」支給対象校および対象学科であること</p>	<p>・奨学生採用候補者決定通知</p> <p>・進学先の合格通知</p> <p>・入学時に必要な金額がわかる書類</p> <p>・進学先所定の振込用紙等</p> <p>・親子関係確認書類(健康保険証または住民票等)</p> <p>・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)</p> <p>・その他</p> <p>※店頭で説明書・申込書類をご用意しております。</p>
<p>ヒューファイナンスおおさか一般財団法人</p> <p>大阪府地域支援人権金融公社(入学準備資金)</p> <p>直接の申込みは受け付けない 市町村等の相談窓口へ http://www.hf-osaka.jp/</p>	<p>○高等学校等 60万円以内</p> <p>○大学等 100万円以内</p>	<p>・高校・大学等に進学を予定している生徒保護者で、市町村等の相談窓口の推薦を受けた者</p>	<p>修学年限以内</p>	<p>1.78% (公社所定金利)</p> <p>H31.3現在</p>	<p>・申込期間 随時</p> <p>ただし、相談日が設定されている</p> <p>・貸付時期 資金が必要となる時まで</p>	<p>・大学・短大</p> <p>・専修学校</p> <p>・高校</p>	<p>・給与証明書</p> <p>・入学を確認できる書類</p> <p>・資金の使途、金額が確認できる書類</p> <p>・その他</p>

※ 各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関等にお問い合わせください。

市町村奨学金制度一覧表

注意：利用にあたっては必ず各市町村の窓口で確認してください。

平成31年4月現在

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給付・貸付の別	他の併給奨学金可否	募集期間	担当課	備 考
	国公立	私 立	国公立	私 立	高等課程		専門課程						
					国公立	私 立	国公立	私 立					
月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額						
大 阪 市	円 年額 第1学年 107,000 上記以外 72,000 以内	円 年額 第1学年 107,000 上記以外 72,000 以内	円	円	円	円	円	円	給付	給付型 とは併 給不可	6月中～7月1日 (各学校で設定)	学校経営管理センター 事務管理担当 06-6575-4649	大阪市内に住所を有し、市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）で、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に通学する生徒。 ※府の奨学のための給付金対象者は当該給付金額を控除する。大阪府以外の給付型奨学金を受ける場合は、支給を停止、又は減額することがある。 請求にあたっては領収書等必要。
堺 市	年額 32,000	年額 32,000			年額 32,000	年額 32,000			給付	給付型 とは併 給不可	7.1～7.10	学務課奨学係 072-228-7485	・高校1年生と特別支援学校高等部に通学する生徒。 世帯の前年分所得により審査。採用予定人員480名 ・大阪府の「奨学のための給付金」との併給不可
豊 中 市	年額 80,000	年額 200,000			年額 80,000	年額 200,000			無利子 貸付	可	3月～翌1月末	教育総務課 学務係 06-6858-2553	所得制限あり
池 田 市	(※) 3,000	(※) 3,000	10,000	10,000					給付	給付型 とは併 給不可	4月中	総務・学務課 072-754-6291	・経済的理由のため学資の支弁が困難な者。 ・採用予定人数：若干名 ※申請は高校・大学1年生に限る。
箕 面 市	年額 150,000 以内	年額 300,000 以内			年額 150,000 以内	年額 300,000 以内			無利子 貸付	可	4月頃 その後随時	学校生活支援課 072-724-6760	・貸付額については担当課にお問い合わせください。 ・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。
	年額 50,000	年額 50,000			年額 50,000	年額 50,000			給付	可	4月頃		・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。 ・市民税非課税世帯対象（ただし生活保護世帯を除く）
吹 田 市	4,000	4,000			4,000	4,000			給付	可	一言受付4月 随時受付5.1～3.31	学務課 06-6384-2458	市民税所得割非課税措置に準ずる世帯で、学習意欲があるとの 学校長推薦が得られる生徒に、学習用図書等の購入費用の支援 として支給する。（生活保護世帯を除く）
高 槻 市	7,000	10,000	11,000	14,000	7,000	10,000	11,000	14,000	無利子 貸与	可	予約募集11.1～11.30 追加募集6月下旬～7月上旬	学務課学事チーム 072-674-7627	専修学校は修学年限2年以上が対象
茨 木 市	4,000	4,000			4,000	4,000			給付	可	5.1～5.31 その後随時	学務課 学事係 072-620-1684	【平成30年3月以前から引き続き高等学校等に在学されている 方が対象】 市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）
摂 津 市		3,500				3,500			給付	可	2月～3月	子育て支援課 06-6383-1980（直通）	・所得制限あり ・校長推薦必要 （※一部変更予定）
守 口 市	7,000	14,000			7,000	14,000			無利子 貸付	不可	10.1～11.15 12.1～1.31	教委総務課 06-6995-3152	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる 場合等を除く。所得制限あり。連帯保証人必要。
枚 方 市	4,500	6,500			4,500	6,500			給付	可	6月中	学務課 050-7105-8043	住民税課税標準額の低い順に予算の範囲内で選定。 但し、府の奨学のための給付金対象者は選定の対象としない。
大 東 市	6,000	6,000	12,000	12,000	6,000	6,000			無利子 貸与	可	1.5～1.31	学校管理課 072-870-9642	大阪府育英会との併給は不可 専修学校は高等課程のみ 短大は大学と同じ 平成31年度以降は専門職大学及び専門職短期大学も貸付 対象
門 真 市	5,000	5,000			5,000	5,000			給付	可	2.1～2.28	学校教育課指導・人権教育G 06-6902-7042（直通）	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる 場合を除く。所得制限あり。レポート及び面接による選考 あり。
交 野 市	年額 40,000	年額 40,000	年額 60,000	年額 60,000	年額 40,000	年額 40,000	年額 60,000	年額 60,000	無利子 貸付	可	1.5～3月末	学校管理課 072-810-8011	所得制限あり 連帯保証人が必要
東 大 阪 市	8,000	13,000	14,000	17,000					無利子 貸付	可	4.10～5.20	学事課 06-4309-3272	短大及び高専4年以上は大学と同じ、高専1～3年生は高 校と同じ
八 尾 市	4,000	4,000			4,000	4,000			給付	可	6月	学務給食課奨学係 072-924-3872（直通）	世帯の前年分所得等により審査（生活保護世帯を除く） を行い、定員（250名）を選考する。
柏 原 市	年額 150,000	年額 150,000			年額 150,000	年額 150,000			無利子 貸与	可	12月～3月	指導課奨学金係 072-972-1698（イ・イ）	総額25万円（1年生年額15万円、2・3年生年額5万 円） 採用予定10名程度
富 田 林 市	年額 40,000	年額 40,000			年額 40,000	年額 40,000			給付	可	3月初旬～4月初旬	教育指導室人権教育係 0721-25-1000（内364）	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる 場合を除く。予算の範囲内で給付 約100名
河 内 長 野 市	3,000	3,000							給付	可	6.1～6.30	教育指導課 0721-53-1111（内762）	対象：住民税非課税世帯・準する世帯（生活保護世帯を除 く。） 採用：120名予定
大 阪 狭 山 市	12,000	12,000			12,000	12,000			無利子 貸与	不可	4月中	学校教育グループ 072-366-0011（内810）	学校長の推薦、連帯保証人が必要
和 泉 市	6,000	8,000			6,000	8,000			無利子 貸与	貸与型 とは併 用不可	2月初旬～3月中旬	学校教育部指導室 0725-99-8160（直通）	大阪府育英会等、他の貸与型との併用不可。 所得制限あり。連帯保証人が必要。

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給付・貸付の別	他の併給学金の可否	募集期間	担当課	備 考
	国公立 月額	私立 月額	国公立 月額	私立 月額	高等課程		専門課程						
					国公立 月額	私立 月額	国公立 月額	私立 月額					
高 石 市	年額 60,000	年額 150,000	年額 150,000	年額 200,000	年額 60,000	年額 150,000	年額 60,000	年額 150,000	無利子貸与	可	4.初旬～4.下旬	学校教育課 072-275-6434	中等教育学校の後期課程及び高専は高校と同じ。短大は専修学校と同じ。
岸 和 田 市	12,000	12,000			12,000	12,000			無利子貸与	可	12月初旬～中旬頃	教育総務部総務課学事担当 072-423-9607	平成30年度採用者（平成31年度入学者）は左記のとおり。平成31年度採用者（平成32年度入学者）より改定予定。
貝 塚 市			15,000	20,000			15,000	20,000	無利子貸与	可	8月・1月	学校教育課 072-433-7108(ダイヤル)	短大は大学と同じ。 所得制限あり
泉 佐 野 市	5,000	5,000	30,000以内	40,000以内	5,000	5,000	30,000以内	40,000以内	無利子貸与	可	4月初旬	学校教育課 072-493-2090(直通)	連帯保証人が必要。
能 勢 町	15,000	15,000	30,000	30,000	15,000	15,000	30,000	30,000	無利子貸与	可	1月中旬～2月下旬	生涯教育課 072-734-2451(直通)	所得制限あり 保証人が必要
豊 能 町	12,000	12,000	25,000	25,000	12,000	12,000	25,000	25,000	無利子貸与	可	4.8～5.8	教育総務課 072-739-3426	保証人が必要 短大及び高専（4年以上）は大学と同じ
島 本 町	4,000	10,000							無利子貸付	可	12.1～1.10	教育総務課 075-962-0390	高等専門学校は高校と同じ
忠 岡 町	7,000	7,000							無利子貸付	可	3.1～4.30	教育総務課 0725-22-1122	

市 町 村 入 学 資 金 一 覧 表

注意：利用にあたっては必ず各市町村の窓口で確認してください。

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給付・貸付の別	他の併給学金の可否	募集期間	担当課	備 考
	国公立 円	私立 円	国公立 円	私立 円	高等課程		専門課程						
					国公立 円	私立 円	国公立 円	私立 円					
豊 中 市		200,000以内							有利子貸付	不可	12月～1月下旬 (3月下旬まで延長の場合あり)	教育総務課 学務係 06-6858-2553	金融機関（市指定）への貸付の斡旋 期限内完済者に対しての利子補給制度あり 3年以内に返済
箕 面 市		200,000以内				200,000以内			無利子貸付	可	1月頃	学校生活支援課 072-724-6760	・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。
茨 木 市	第1子 130,000 第2子以降※ 140,000	第1子 130,000 第2子以降※ 140,000			第1子 130,000 第2子以降※ 140,000	第1子 130,000 第2子以降※ 140,000			給付	可	1月初旬～3月末	学務課 学事係 072-620-1684	市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）※平成31年4月2日～平成16年4月1日生まれの兄弟姉妹が同一世帯にいる場合、第2子として支給。該当者が2人以上の場合、1人は第1子として支給
守 口 市	30,000	160,000	130,000	200,000	30,000	160,000		180,000以内	無利子貸付	不可	10.1～11.15 12.1～1.31	教委総務課 06-6995-3152	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる場合等を除く。所得制限あり。連帯保証人必要。
大 東 市	10,000	70,000	80,000	100,000	10,000	70,000			無利子貸付	可	1.5～1.31	学校管理課 072-870-9642	大阪府育英会との併給は不可 専修学校は高等課程のみ短大は大学と同じ 平成31年度以降は専門職大学及び専門職短期大学も貸付対象
交 野 市	60,000	60,000	90,000	90,000	60,000	60,000	90,000	90,000	無利子貸付	可	1.5～3月末	学校管理課 072-810-8011	所得制限あり 連帯保証人が必要
東 大 阪 市		150,000	200,000	200,000					無利子貸付	可	12.14～1.20	学事課 06-4309-3272	短大は大学と同じ
八 尾 市		140,000以内				140,000以内			無利子貸付	不可	11月下旬～12月中旬頃	学務給食課奨学係 072-924-3872(直通)	・保証人が必要 ・申請先は在学する中学校 ・所得制限あり
富 田 林 市	10,000	10,000			10,000	10,000			給付	可	3月初旬～4月初旬	教育指導室人権教育係 0721-25-1000(内364)	生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる場合を除く。奨学金認定者のうち、1年生のみ付加 貸付金額は3つの貸与額のいずれかを選択 申請は在学中学校で受付
松 原 市	150,000 100,000 50,000	150,000 100,000 50,000			150,000 100,000 50,000	150,000 100,000 50,000			無利子貸付	可	12月中旬～1月中旬	教職員課 072-337-3132	
和 泉 市	90,000	90,000			90,000	90,000			無利子貸与	貸与型とは併用不可	2月初旬～3月中旬	学校教育部指導室 0725-99-8160(直通)	大阪府育英会等、他の貸与型との併用不可。所得制限あり。連帯保証人が必要。
	30,000	30,000			30,000	30,000			給付	可			生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる場合を除く。所得制限あり。
岸 和 田 市	100,000	100,000	200,000	200,000	100,000	100,000	200,000	200,000	無利子貸付	可	12月初旬～中旬頃	教育総務部総務課学事担当 072-423-9607	平成30年度採用者（平成31年度入学者）は左記のとおり。平成31年度採用者（平成32年度入学者）より一部改定予定。
貝 塚 市	50,000を限度	150,000を限度	50,000を限度	短大 200,000を限度 大学 250,000を限度	50,000を限度	150,000を限度	50,000を限度	2年課程 200,000を限度 3年課程以上 250,000を限度	無利子貸与	可	8月・1月	学校教育課 072-433-7108(ダイヤル)	各貸与額を限度として10,000円単位で希望する額を貸与8月募集分は、大学・専修学校(専門課程)が対象 対象：住民税非課税世帯（ただし、一人親世帯は別に定める。）
能 勢 町	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	無利子貸与	可	1月中旬～2月下旬	生涯教育課 072-734-2451(直通)	入学時に必要となる教科書代、制服代の実費相当分を貸与。奨学金の貸与を受けなければならない。
島 本 町	10,000	80,000							無利子貸付	可	12.1～1.10	教育総務課 075-962-0390	大阪府育英会の入学資金の貸与を受けている者は、貸与額の1/2を貸与 高等専門学校は高校と同じ

日本学生支援機構（大学、短期大学、専修学校専門課程）

貸与金額、家計基準、返還方法等

（平成31年3月現在）

学校種別	項目		貸与月額			家計基準 (4人世帯の年収・所得の上限目安)				取扱窓口			
			第一種（無利息）（注1）		第二種 (利息付)	第一種（注1）		第二種					
			最高月額	最高月額以外		給与 所得	給与所得 以外	給与 所得	給与所得 以外				
			円	円		万円	万円	万円	万円				
大学在学	国公立	自宅	45,000	20,000、30,000	2~12万円 (1万円単位) から選択	742	345	1,096	688	在学して いる大学			
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000		800	392	1,143	735				
	私立	自宅	54,000	20,000、30,000、40,000		801	393	1,144	736				
		自宅外	64,000	20,000、30,000、40,000、50,000		848	440	1,191	783				
大学予約	国公立	自宅	45,000	20,000、30,000		在学中は無利息。卒業後年 3%を上限と する利息付	747	349	1,100	692	在学して いる高校 等		
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000									
	私立	自宅	54,000	20,000、30,000、40,000									
		自宅外	64,000	20,000、30,000、40,000、50,000									
短期大学 在学	国公立	自宅	45,000	20,000、30,000	私立大学の医 学・歯学・薬 学又は獣医学 を履修する課 程に在籍する 者は、月額1 2万円を選択 した者に限り 医学・歯学は 4万円、薬 学・獣医学は 2万円の増額 ができる。 (利息は、原 則として基本 月額に係る利 率に0.2%上 乗せした利率 で計算)		720	330	1,081	673	在学して いる短期 大学		
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000			785	377	1,128	720			
	私立	自宅	53,000	20,000、30,000、40,000			783	375	1,126	718			
		自宅外	60,000	20,000、30,000、40,000、50,000			830	422	1,173	765			
短期大学 予約	国公立	自宅	45,000	20,000、30,000		747	349	1,100	692	在学して いる高校 等			
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000									
	私立	自宅	53,000	20,000、30,000、40,000									
		自宅外	60,000	20,000、30,000、40,000、50,000									
専修学校 (専門課程) 在学	国公立	自宅	45,000	20,000、30,000	686					306	1,057	649	在学して いる専修 学校
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000	750					351	1,102	694	
	私立	自宅	53,000	20,000、30,000、40,000	780					372	1,123	715	
		自宅外	60,000	20,000、30,000、40,000、50,000	825					417	1,168	760	
専修学校 (専門課程) 予約	国公立	自宅	45,000	20,000、30,000	747	349	1,100	692	在学して いる高校 等				
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000									
	私立	自宅	53,000	20,000、30,000、40,000									
		自宅外	60,000	20,000、30,000、40,000、50,000									

(注1) 上表における第一種の貸与月額は、2019年度進学者から適用されます。

また、世帯の年収・所得が別途定める基準以上の方は、最高月額以外の月額から選択します。

(注2) 家計基準は、大学在学・短期大学在学・専修学校（専門課程）在学については平成30年度在学採用における、大学予約・短期大学予約・専修学校（専門課程）予約については平成31年度進学予定の予約採用における目安です。

1 申込対象者

(1) 予約採用の場合

高等学校等を卒業見込みの人、卒業後2年以内の人（大学等へ入学したことがある人は除く）及び高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者、日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が定める基準に該当する科目合格者又は出願者で、大学・短期大学又は専修学校専門課程へ進学する希望をもっている、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難な人。

(2) 在学採用の場合

大学・短期大学又は専修学校専門課程に在学する学生で、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難な人。

2 家計基準

表中の家計基準は、4人世帯の家計を支えている人の年収・所得の上限額の目安です。

※2017年度からの入学者については、生計を維持する人（2人いる場合には2人とも）の住民税が非課税の場合、

または生活保護を受けている場合は、第一種の家計基準を満たすものとしています。

原則として、申請時に提出されたマイナンバーにより家計基準を審査します。マイナンバーで確認できない所得等の情報は、証明書類の提出が必要になります。

〈収入証明として提出するおもな書類〉

(1) 予約採用の場合

①前年途中又は本年新たに就職した場合：申請時現在の月収を証明する書類(写)

②年金受給者：市区町村発行の平成31年度（平成30年分）所得証明書

もしくは、年金振込通知書又は年金額改訂通知書(写)

③雇用保険受給者：雇用保険受給資格者証(写)

④生活保護受給者：生活保護決定通知書(写)

(2) 在学採用の場合

- ①前年途中又は本年新たに就職した場合：申請時現在の月収を証明する書類(写)
- ②年金受給者：年金振込通知書又は年金額改訂通知書（写）
- ③雇用保険受給者：雇用保険受給資格者証（写）
- ④生活保護受給者：生活保護決定通知書（写）

3 学力基準

(1) 第一種

① 予約採用の場合

高校等の1年から申込時までの成績の平均値が3.5以上

② 在学採用の場合

高校等の2～3年の成績の平均値が3.5以上（大学・短大）

高校等の2～3年の成績の平均値が3.2以上（専修学校専門課程）

*平成29年度からの入学者については、生計を維持する人（2人いる場合には2人とも）の住民税が非課税の場合、または生活保護を受けている場合は、①及び②に替えて次のいずれかに該当すること。

- ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- ・ 大学等における学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

(2) 第二種

① 予約採用の場合

- ・ 高等学校等での申込時までの全履修科目の学習成績が、当該学校におけるその人の属する学年の平均水準以上であること
- ・ 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること
- ・ 大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

② 在学採用の場合

上記に同じ

■高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者、機構が定める基準に該当する科目合格者又は出願者は、第一種・第二種奨学金の学力基準に準ずると認められます。

4 返還方式

2017年度より、新たに第一種奨学金の奨学生として採用された人については、これまでの返還方式である「定額返還方式」に加え、所得に応じた返還方式である「所得連動返還方式」が選択可能となります。

5 減額返還制度・返還期限猶予制度

(1) 減額返還制度

卒業後、災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、一定の要件を満たすことで、返還期間を延長して返還月額を1/2（6ヶ月分を12ヶ月で返還）又は1/3（4ヶ月分を12ヶ月で返還）に減額することができます。

1回の申請で認められる適用期間（延長後の返還期間）は1年（12ヶ月）が限度で、通算の適用期間は15年（180ヶ月）が限度です。

*前記4返還方式にて「所得連動返還方式」を選択した人は、減額返還制度を利用できません。

(2) 返還期限猶予制度

・ 在学猶予

卒業後、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校に在学するときは、「在学届」または「在学猶予願」の提出により卒業時まで返還期限が猶予される制度です。

・ 一般猶予

卒業後、災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、願出により返還期限が猶予される制度です。（通算10年が限度。ただし、傷病等の事由によっては制限なし。）

6 返還免除

本人が死亡、精神若しくは身体の障害により、返還ができなくなった場合は、願出によって返還未済額の全部又はその一部の返還が免除される制度です。

7 問合せ先

学校の奨学金窓口

ホームページ <http://www.jasso.go.jp/> モバイルサイト <http://daigakuic.jp/jasso/>

☆入学時特別増額貸与奨学金

【利率：年3%を上限とする基本月額に係る利率に0.2%を上乗せした利率（財投の利率が年2.9%を超え年3.1%以下の場合は年3.1%とし、財投の利率が年3.1%を超える場合は財投の利率が適用される）】

- ①対 象 第一学年において第一種・第二種奨学金を申し込んだ人で、機構の認定した所得金額が0万円以下となる人。又は「日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかったことについて（申告）」に必要書類を添付して提出した人。
- ②申込時期 第一種・第二種奨学金申込時に希望する。
- ③貸与額等 初回基本月額に1回のみ10・20・30・40・50万円を増額して貸与する。

☆海外留学を希望する人の予約奨学金（第二種奨学金:有利子）

- ①対 象 経済的理由により修学に困難があると認められる人で、
（進学前に申し込む予約採用）
ア.高等学校等を卒業見込みの人または卒業後3年以内の人
イ.高等専門学校3年次修了見込みの人または修了後5年以内の人
ウ.高等学校卒業程度認定試験合格者（科目合格者、受験手続済みの人含む）

（進学後に申し込む在学採用）
エ.海外の大学に在学する人
- ②申 込 等 在学する学校又は卒業した学校で予約申込（上記イ.ウ.エの人は機構に直接申込）
（留学する年度の前年度の7月～10月、その他、年間数回の募集を実施）
- ③貸 与 額 月額 2万円～12万円（1万円単位）から選択
併せて、入学時特別増額貸与奨学金を選択可

☆日本学生支援機構の返還例

第一種奨学金（無利子）

在学採用・1年次から卒業まで貸与した場合（定額返還方式）

		貸与月額 (自宅通学) 円	貸与月数 月	返還総額 円	月賦金額 円	返還回数 (年)
大 学	国公立	45,000	48	2,160,000	12,857	168 (14)
	私 立	40,000		1,920,000	12,307	156 (13)
		54,000		2,592,000	14,400	180 (15)
短期大学	国公立	45,000	24	1,080,000	7,500	144 (12)
	私 立	40,000		960,000	8,000	120 (10)
		53,000		1,272,000	8,833	144 (12)
専修学校 (専門課程)	国公立	45,000	24	1,080,000	7,500	144 (12)
	私 立	40,000		960,000	8,000	120 (10)
		53,000		1,272,000	8,833	144 (12)
国公・私立、自宅・自宅外共通		20,000	24	480,000	4,444	108 (9)
		30,000		720,000	6,666	108 (9)
		20,000	48	960,000	8,000	120 (10)
		30,000		1,440,000	9,230	156 (13)

※2017年度以降、新たに第一種奨学金の奨学生として採用された人については、これまでの返還方式である「定額返還方式」に加え、所得に応じた返還方式である「所得連動返還方式」が選択可能です。

第二種奨学金（有利子）（在学中無利息）

大学学部（貸与月数48月）の場合

貸与月額	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返還回数 (年)
2万円	960,000	1,126,462	9,386	120 (10)
3万円	1,440,000	1,761,917	11,293	156 (13)
4万円	1,920,000	2,349,227	15,059	156 (13)
5万円	2,400,000	3,018,568	16,769	180 (15)
6万円	2,880,000	3,672,102	19,125	192 (16)
7万円	3,360,000	4,461,524	19,567	228 (19)
8万円	3,840,000	5,167,586	21,531	240 (20)
9万円	4,320,000	5,813,549	24,222	240 (20)
10万円	4,800,000	6,459,510	26,914	240 (20)
11万円	5,280,000	7,105,485	29,605	240 (20)
12万円	5,760,000	7,751,445	32,297	240 (20)

短期大学・専修学校専門課程（貸与月数24月）の場合

貸与月額	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返還回数 (年)
2万円	480,000	555,329	5,141	108 (9)
3万円	720,000	833,004	7,713	108 (9)
4万円	960,000	1,126,462	9,386	120 (10)
5万円	1,200,000	1,448,002	10,055	144 (12)
6万円	1,440,000	1,761,917	11,293	156 (13)
7万円	1,680,000	2,084,144	12,405	168 (14)
8万円	1,920,000	2,349,227	15,059	156 (13)
9万円	2,160,000	2,679,629	15,950	168 (14)
10万円	2,400,000	3,018,568	16,769	180 (15)
11万円	2,640,000	3,320,402	18,446	180 (15)
12万円	2,880,000	3,672,102	19,125	192 (16)

※第二種奨学金の年利率は上限である3.0%で貸与されたものとして計算している。

(参考) 2019年3月貸与終了者の年利率は、利率固定方式0.14%、利率見直し方式0.01%となっている。

☆給付奨学金

2020年4月から給付奨学金の拡充が予定されています。

制度の詳細や最新の情報については文部科学省ホームページ「高等教育段階の教育費負担軽減」をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

大阪府育英会奨学金貸付（高校、専修学校高等課程等）

大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に、奨学金の貸付を行っています。

【奨学金の種類】

- ・入学時増額奨学資金：高校等入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けます。
- ・奨学資金：高校等在学中に、必要な学資を貸し付けます。

○申込資格者

- ・保護者（親権者）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に進学を希望、又は在学する生徒の方
- ※成績要件はありません。

○申込期間等

募集区分	申込期間	申込先
予約募集 (奨学資金・入学時増額奨学資金)	中学校3年生の 8月下旬から10月上旬頃で 各中学校が定める期間	在学している中学校
在学募集 (奨学資金のみ) ※入学時増額奨学資金は申込みできません。	高校等進学（進級）後の 4月中旬から5月上旬頃で 各高校等が定める期間	在学している高校等

○所得基準・貸付限度額等

区分	対象学校	所得基準		貸付限度額【年額】 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額[1万円単位])
		道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 (保護者合算)	年収めやす (※1)	
奨学資金	国公立 私立	418,500円未満	～800万円	授業料実質負担額(※2)＋その他教育費10万円 (授業料負担が実質無償となる場合は、10万円)
	私立のみ	418,500円以上 578,500円未満	800万円～ 1,000万円	24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額。 また、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)で、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。)
入学時増額奨学資金	国公立 私立	257,500円未満	～590万円	国公立 5万円以内 私立 25万円以内

■上記は、2019年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更になる場合があります。

(※1)保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(高校生1人・中学生1人)の4人世帯の場合の例です。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

(※2)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。

○奨学金の返還

- ・高校等を卒業後、6ヶ月を経過した後、育英会が定める額を返還しなければなりません。
- ・返還額及び返還期間は借入総額等により異なります。

(1)入学時増額奨学資金のみ「25万円」を借りた場合

・返還月額4,000円(返還年額48,000円) 返還期間 5年3ヶ月

(2)奨学資金のみ「30万円」を借りた場合

・返還月額8,000円(返還年額96,000円) 返還期間 3年2ヶ月

(3)入学時増額奨学資金「25万円」と奨学資金「30万円」の「総額55万円」を借りた場合

・返還月額10,000円(返還年額120,000円) 返還期間 4年7ヶ月

○返還の猶予・減免

- ・借入された方が、病気や経済的な理由により、約束どおりの返還が困難となった場合、返還が猶予される場合があります。また、死亡や障害等によって返還することができなくなった場合、返還が免除される場合があります。
- ・返還の猶予や減免には、所定の手続きが必要です。必ず大阪府育英会に連絡してください。

上記奨学金に関する問い合わせ先

在学する学校 又は 公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課 (電話番号06-6357-6272)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

修学資金（平成30年3月末現在）

			貸付限度額（月額）		申込期間	据置期間	問合せ先
			自 宅	自 宅 外			
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	1～3年	27,000円	34,500円	入学決定後随時申込 事前相談が必要	卒業後6か月据置し、返済開始	子を扶養する親が居住する市町福祉事務所 福祉事務所が設置されていない町村にお住まいの場合は、府子ども家庭センター
	私立	1～3年	45,000円	52,500円			
高等専門学校	国公立	1～3年	31,500円	33,750円			
		4・5年	67,500円	76,500円			
	私立	1～3年	48,000円	52,500円			
		4・5年	79,500円	90,000円			
短期大学 専修学校 （専門課程）	国公立	1・2年	67,500円	76,500円			
	私立	1・2年	79,500円	90,000円			
大 学	国公立	1～4年	67,500円	76,500円			
	私立	1～4年	81,000円	96,000円			

※貸付は生活状況と返済能力等の審査後、必要性と返済能力が認められる場合、必要額分のみに限られます。
 ※高校授業料実質無償化分は貸付対象外
 ※専修学校（一般課程）・各種学校についても「修学資金」「修業資金」として貸付できる場合があります。
 ※大学院進学にかかる貸付については、条件等ありますので各市町窓口へご相談ください。

就学支度資金（平成30年3月末現在）

			貸付限度額（入学時のみ）	申込期間	据置期間	問合せ先
高等学校 高等専門学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自 宅	150,000円	入学決定後～入学金等納入前に申込 （高等学校入学の場合及び専願等による大学等入学の場合は、受験票受領後から申込可） ※事前相談が必要	卒業後6か月据置し、返済開始	同 上
		自 宅 外	160,000円			
	私立	自 宅	410,000円			
		自 宅 外	420,000円			
短期大学 大 学 専修学校 （専門課程）	国公立	自 宅	370,000円			
		自 宅 外	380,000円			
	私立	自 宅	580,000円			
		自 宅 外	590,000円			

○貸付対象者

- ・ 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦が現に扶養する子
- ・ 父母のない20歳未満の児童

○連帯保証人

- ・ 子自身が貸付を受ける場合は、返済能力のある母、父又は第三者が連帯保証人になる必要があります。詳しくはご相談ください。

○申込期間

- ・ 修学資金：入学決定後随時 就学支度資金：入学決定後～入学金等納入前

○貸与期間

- ・ （修学資金）申請月から在学する学校の最短修学年限の終期まで

○返済方法

- ・ 月賦 口座振替 卒業後6か月間の据置期間経過後から返済開始。違約金(延滞金)は年5%

○申込に必要な書類

- ・ 戸籍謄本（発行後3か月以内のもの）、児童扶養手当証書の写しなど
- ・ 世帯全員の住民票（全部事項証明書）（発行後3か月以内のもの）・借受人の個人番号がわかる書類
- ・ 申請者もしくはその母、父及び連帯保証人の収入を証明するものなど
- ・ 申請者もしくはその母、父が税等の公共料金を滞納していないことを証明するもの
- ・ 修学資金：入学を証明する書類など、 就学支度資金：合格通知等、入学を証明する書類など
- ・ 学校案内（入学金・授業料等、必要額がわかるもの）
- ・ その他（詳しくは相談時にご確認ください）

○その他

- ・ 無利子貸付です。
- ・ 就学支度資金については、貸付申請書を福祉事務所が受理する前に入学金等を納入した場合は、貸付ができませんので、必ず事前に貸付申請書を福祉事務所へ提出してください。
- ・ 大阪府育英会・日本学生支援機構等、他の奨学金制度の貸付を利用している場合は、当資金の上限との差額の範囲内で必要分の貸付となります。
- ・ 高校無償化制度や授業料の減免制度や軽減助成制度、高等学校等就学費（生業扶助）との差額の範囲内で必要分の貸付となります。府内の高校の場合、差額は無いため原則「修学資金」の貸付はしません。府外私立高校については差額の範囲内で必要分の貸付となります。
- ・ 修学資金・就学支度資金については、世帯が生活保護を受けている場合や、免責決定を受け3年を経過しない場合、子自身が借主となり、別世帯の連帯保証人をつけることにより貸付申請ができますので、詳しくはご相談ください。
- ・ 返済期間は計画を立てたうえで、できるだけ短期間になるように設定してください。

※ これらの取扱いは大阪府が所管する市町村（政令市・中核市以外）に関するものです。
 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市にお住まいの方は、それぞれの市へお問い合わせください。

生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

貸付金額、所得基準、申込期間等

教育支援費（無利子）

単位：貸付金額 円

校種 / 項目	貸付月額・	申込期間	返還期間	取扱窓口
高等学校 (専修学校の高等課程を含む)	35,000円以内	随 時	修業年限の3倍以内の期間 据置期間 卒業後6ヵ月以内	各市区町村社会福祉協議会
高等専門学校	60,000円以内			
短期大学 (専修学校の専門課程を含む)	60,000円以内			
大 学	65,000円以内			

※特に必要と認められる場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能。

就学支度費（無利子）

500,000円以内	入学年度の4月末まで	修業年限の3倍以内の期間 据置期間 卒業後6ヵ月以内	各市区町村社会福祉協議会
------------	------------	----------------------------------	--------------

○申込対象者

- ・ 大阪府内に居住している世帯（居住地と住民票が一致していること。）
- ・ 大阪府内に居住する外国人登録のある外国人で、現在地に6か月以上居住し、将来とも永住する世帯

○所得基準

- ・ 生活保護基準額の1.8倍以内の低所得者世帯
- ・ 生活保護世帯（福祉事務所長（大阪市内は保健福祉センター所長）の保護意見書が必要。）

○貸付の対象とならない世帯

- ・ 生活福祉資金の連帯保証人がいる世帯
- ・ 生活福祉資金、かけこみ緊急資金、小口生活資金、大阪市緊急援護資金等を借りて滞納または破産申し立てをした世帯
- ・ 原則として、母子・父子寡婦福祉資金、その他の公的資金を借りている世帯又は借り入れられる世帯
- ・ 破産申立手続中の世帯 など

○申込に必要な書類

- ①借入申込書
- ②担当地区民生委員の調査書（所定様式）
- ③住民票（家族全員が記載され、続柄が明記されている3か月以内に発行されたもの）
- ④合格通知書又は在学証明書（新入生／在校生）
- ⑤就学期間中の必要経費明細書
- ⑥借入申込者及び同居家族の収入関係書類（最新の府・市町村民税課税 証明書）
- ⑦調査・確認等の同意書 および本人確認書類 など

○償還方法

- ・ 月賦均等償還（指定の金融機関からの自動振替）

○自己破産者がおられる世帯に対する貸付について

免責決定後であれば、別世帯の連帯保証人を設定することにより申請ができます。
なお、免責決定後、5年経過後は、原則連帯保証人は不要です。

日本政策金融公庫（国の教育ローン）

融資金額、所得基準、申込期間等

平成31年3月現在

対象者	項目	融資金額	所得基準		申込期間	返済期間	据置期間	返済方法
			給与所得者	事業所得者				
対象となる学校に入学・在学する者の保護者	学生・生徒1人につき350万円以内 利率年1.78% (31.3現在)	世帯の年間収入の上限額	790万円 (子供1人) 890万円 (子供2人) 990万円 (子供3人)	世帯の年間所得の上限額	590万円 (子供1人) 680万円 (子供2人) 770万円 (子供3人)	15年以内 交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方については18年以内	在学期間内で利息のみの返済が可能	毎月元利均等返済またはボーナス月増額返済
		子供の人数が2人以下で上記金額を超える場合もあります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。						

○融資対象校及び融資対象経費

融 資 対 象 校	融 資 対 象 経 費
① 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 ② 短期大学、大学、大学院 ③ 専修学校、各種学校、予備校、デザイン学校など ④ 外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院など（6か月以上の留学※に限る） ※外国の教育施設から条件付き（語学力の向上など）で入学が許可されていて、その条件を満たすために修学する教育施設（語学学校など）の場合、 <u>修業年限3カ月以上の施設が対象</u>	① 学校納付金（入学金、授業料など） ② 受験にかかった費用（受験料、交通費、宿泊費など） ③ アパート・マンションの敷金・家賃など ④ 教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用 学生の国民年金保険料など

○主な提出書類

- 借入申込書
- 運転免許証又はパスポート
- 世帯全員（続柄を含む）が記載された住民票の写し（原本）又は住民票記載事項証明書（いずれも本籍地や個人番号（マイナンバー）の記載は不要）
- 源泉徴収票又は確定申告書（控）
- 住宅ローン（又は家賃）と公共料金のお支払いを確認できる預金通帳（最近6か月分以上）
- 在学資金を申し込む場合は、在学を確認できる書類（学生証、在学証明書など）とお使いみちが確認できる書類（授業料納付通知書、学校案内など）
- 連帯保証人による保証を希望の場合、予定連帯保証人の源泉徴収票または確定申告書（控）

○保証

（公財）教育資金融資保証基金の保証又は連帯保証人1名以上

保証料のめやす（毎月元利均等返済、元金据置期間なしの場合） 単位：円

融資金額	返済期間	5年	10年	15年
300万円		54,546	107,955	161,973
200万円		36,364	71,970	107,982
100万円		18,182	35,985	53,991

○返済例（年1.76%の場合）

毎月元利均等返済の場合 単位：円

融資金額	返済期間	毎月返済額
200万円	5年（59回払）	35,500
	10年（119回払）	18,400
	15年（179回払）	12,800

ボーナス月増額返済の場合（ボーナス返済分を融資金額の1/5とした場合） 単位：円

融資金額	返済期間	平常月の返済額	ボーナス月返済額
200万円	5年（59回払）	28,400	70,200
	10年（119回払）	14,700	36,600
	15年（179回払）	10,200	25,400

○問い合わせ先

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL0570-008656(ナビダイヤル) または 03-5321-8656

受付時間 月～金 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く

ヒューファイナンスおおさか

大学(高校)入学準備資金融資

1 融資条件、融資額

日本学生支援機構や大阪府育英会等の奨学金等の利用（予定）者で奨学金等が給付・貸与される前に授業料等を支払う必要があること。

- ① 高校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に進学する場合
⇒ 60万円以内の必要とする額
- ② 大学、短期大学、専修学校（専門課程）に進学する場合
⇒ 100万円以内の必要とする額

2 対象者

大阪府内に住所を有し、進学を希望する方の保護者等で府教育庁または市町村の相談窓口において進学指導等の相談を受けた方

- ① 中学卒業予定の方及び中学を卒業した方
- ② 高校卒業予定の方及び高校を卒業した方

3 返済

進学する学校の修学年限以内で原則として融資月の翌月から元利均等の分割返済を行う。

4 連帯保証人

大阪府内（やむを得ない場合は近畿圏内）に居住する65歳未満の方で、申込者と別世帯かつ安定した所得のある方

※連帯保証人にはヒューファイナンスおおさかから、別途、電話確認がある。

5 必要書類

○ 申込者

- ① 大学（高校）入学準備資金融資申込書
- ② 卒業したことが確認できる書類（卒業証書の写）
- ③ 入学が確認できる書類（合格証書の写、合格通知書の写など）
- ④ 進学する学校の概要（募集要項の写など）
- ⑤ 学費等の明細書（入学手続要項の写など）
- ⑥ 学費納入金受領書（振込依頼書兼領収証の写など）
- ⑦ 奨学金等採用通知書（通知の写）
- ⑧ 確定申告書の写（自営業等）（本人及び保証人）
- ⑨ 勤務先の源泉徴収票の写（本人及び保証人）
- ⑩ 取引銀行の通帳を持参（公共料金引落口座、借入金返済口座など）
- ⑪ 印鑑証明書（本人及び保証人）
- ⑫ その他必要書類

○ 市町村等の相談窓口

- ① ヒューファイナンスおおさか相談確認票（相談機関の代表者印を押印のこと）
- ② ヒューファイナンスおおさか入学準備資金融資相談票（初期相談用）・入学時納付金収支計算書など

6 その他

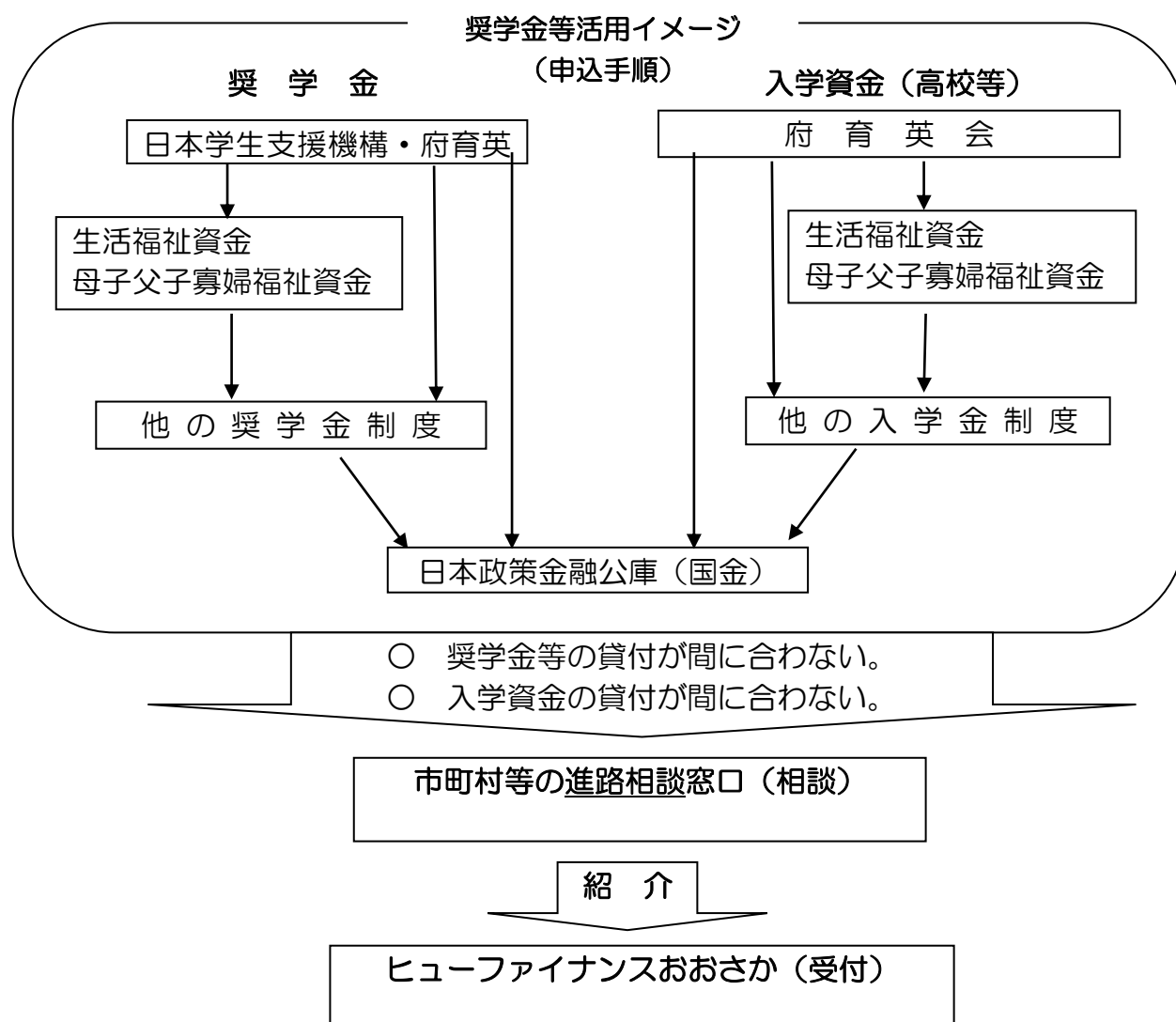
相談員は、相談者がヒューファイナンスおおさかに申込に行く際には、同行するなどして、これまでの相談内容を引き継ぎ円滑な審査ができるよう配慮する必要がある。

ヒューファイナンスおおさか 入学準備資金融資の申込みにあたっての留意点

日本学生支援機構、大阪府育英会、福祉部局などの奨学金や入学資金が採用されても入学後に給付・貸与されるものがほとんどで、入学金や授業料の納付に間に合わないことが多い。このようなときは、日本政策金融公庫の教育ローンなどを利用することが有利であるが、審査の結果、借入れできない場合がある。

ヒューファイナンスおおさかの入学準備資金融資は、このような場合に入学に必要な入学時納付金等を融資することを目的に創設されたものである。

したがって、府教育庁または市町村等進路相談窓口（「奨学金制度全般についての問い合わせ先」参照）での相談を経た後に申込みができるものであるとともに、奨学金等の申請漏れなどを救済する制度でないということ、また審査により希望に添えない場合があることを十分にご理解願いたい。



○ヒューファイナンスおおさかにおける申込みの受付

- 1 本人からの直接の申込みは、受け付けない。
- 2 府教育庁、市町村等の相談窓口を経由した申込みを、受け付ける。

保育士をめざす方のための貸付事業（返還免除要件あり）

〈保育士修学資金貸付事業〉

この制度は、保育士を目指す方を対象に保育士養成施設での修学のために必要な費用を貸付け、卒業後に保育士として大阪府内の保育所等の施設で5年間引き続き従事された場合、全額返還免除となる貸付制度です。

養成施設に入学後、養成施設を通して申請できます。（低所得帯に属する高校3年生を対象とした事前申請制度もあります。詳細はお問い合わせください。）

貸付	対象者	用途	貸付限度額	貸付限度期間	全額返還免除の主な要件
保育士修学資金貸付	保育士養成施設で学ばれる方	学費、入学準備金、就職準備金など	1人当たり 学費月額 5万円（月額） 入学準備金20万円（入学時） 就職準備金20万円（卒業時）	2年間	卒業後5年間 保育所等に従事

■貸付の対象となる方■※保育士養成施設に在学中で、①、②いずれかを満たすこと。③～⑤はいずれも要件を満たすこと。

- ① 大阪府内の保育士養成施設に在学していること。
 - ② 大阪府内に住所を有していること。（住民票と住所地が一致すること）
 - ③ 優秀な学生で、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。
 - ④ 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で児童の保護等の業務に従事しようとする意思を有していること。
 - ⑤ 親権者が連帯保証人として同意が得られること、親権者が65歳以上もしくは非課税、生活保護受給世帯などの場合は、要件を満たす連帯保証人を別に設定すること。
- ※他の奨学金との併用を希望する場合は、学費の範囲を上回らない金額で併用していただけます。

■貸付できる金額■

- ◎ 月額 50,000円以内(修学期間中のうち2年以内)
- ※修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額が2年に相当する金額の範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。
- ◎ 入学準備金 200,000円以内（初回・入学時のみ）
- ◎ 就職準備金 200,000円以内（卒業時のみ）
- ◎ 生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）に属する貸付対象者については、生活費を加算することができます。生活費加算の額は、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内で必要と認められた額。

例）大阪市内在住で養成施設入学時に生活保護を廃止された方であればおおむね43,000円程度

■申請に必要な書類■

- ① 保育士修学資金貸付申請書
- ② 同意書（親権者全員の記名・押印されたもの）
- ③ 発行日が申請日より3か月以内の申請者を含む世帯全員が記載されている住民票
- ④ 連帯保証人の平成29年中所得を証明するもの（平成30年度の府・市町村の住民税課税証明書等）
- ⑤ 学業成績証明書（直近の在学時の証明書）
- ⑥ 生活費加算を希望する場合は生活保護受給証明書もしくは非課税証明書等
- ⑦ 在学する養成施設の推薦状

大阪府内の指定保育士養成施設一覧等については、下記のページをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/yousei/index.html>

※他府県における指定保育士養成施設については厚生労働省ホームページをご参照ください。

お問合せ先（大阪府社会福祉協議会）

本事業の詳細及び資料請求の方法については、下記リンク先に掲載しています。
大阪府社会福祉協議会（大阪福祉人材支援センター）ホームページ(外部サイト)
<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/Cms/public/topic/57>

※上記は、平成31年度の制度内容です。

介護福祉士・社会福祉士修学資金

貸付金額、所得基準、申込期間等

(無利子)

○本資金は、一般募集と入学前募集(生活保護受給世帯向け)があります。

○一般募集の申請は在学中の養成施設へ申請、入学前募集は実施主体の大阪府社会福祉協議会(以下、「府社協」という)へお問い合わせください。

養成課程	貸付金額(月額)	所得基準	返還期間	返還免除	申請時期	取扱窓口
介護福祉士 社会福祉士	50,000円以内 <small>※所得によっては生活費加算有</small>	なし	貸付年数以内	下記、返還免除要件のとおり	4月	在学している養成施設

※一般募集の場合

■貸付の対象となる方■

- ① 大阪府内の介護福祉士・社会福祉士の養成施設に在学(入学前の場合は合格)していること。
- ② 大阪府内に住所を有していること(住民票と住所地が一致すること)もしくは大阪府内の養成施設に在学していること。
- ③ 修学に際し、経済的援助を必要としていること。
- ④ 養成施設卒業後、大阪府内の施設等で介護福祉士又は社会福祉士として、引き続き5年以上介護又は相談援助の業務に従事しようとする意思を有していること。
- ⑤ 下記記載の要件を満たす連帯保証人を設定できること。

■貸付できる金額■

- ◎ 月額 金50,000円以内(修学期間中)
- ◎ 入学準備金 金200,000円以内(初回のみ)
- ◎ 就職準備金 金200,000円以内(最終回のみ)
※就職準備金は夜間課程、社会福祉士短期養成施設、通信課程に在学の場合は対象外
- ◎ 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
※国家試験受験対策費用は介護福祉士国家試験を受験する意思のある方のみ対象
- ◎ 生活費加算

貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内で必要と認められた額。例)大阪市内で高校卒業後すぐに進学であればおおむね43,300円程度
非課税世帯の場合は25,000円以内。

■連帯保証人の要件■

連帯保証人が原則1名必要です。

なお、連帯保証人は個人もしくは法人がなることができます。

- ◎ 申請者が未成年の場合、連帯保証人は申請者の法定代理人(親権者及び後見人)となります。法定代理人が以下の要件を満たさない場合は、別にもう1名の連帯保証人が必要となります。
- ◎ 連帯保証人の要件は以下のとおりです。

【個人の場合】

- ・下記の(㊦)・(㊧)・(㊨)の要件をすべて満たす日本国内に居住する成年の方を連帯保証人としてください。
 - ㊦独立した生計を営んでいる。
 - ㊧申請日において年齢が65歳未満である。
 - ㊨安定した収入がある。

【法人の場合】

・連帯保証人となる法人については、修学生が修学資金の申請を行う前に、連帯保証人となりうる要件を満たしているか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するために、あらかじめ府社協の審査が必要になります。

○返還免除要件

免除内容	免除要件
全額免除	・介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務を引き続き5年間従事したとき
一部免除	・介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として引き続き貸付けを受けた期間(貸付期間が2年未満の場合は2年)以上、大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務へ従事したとき

○返還方法

上記の返還免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、本資金を返還しなければなりません。貸付を受けた期間と同等の期間内に、一括又は均等分割(月賦、半年賦、年賦)のいずれかの方法により返還していただきます。

生活保護費「高等学校等就学費（生業扶助）等」

1 給付対象者

生活保護受給世帯

2 給付対象となる学校等

- (1) 高等学校（全日制・定時制・通信制） (2) 中等教育学校の後期課程
 (3) 高等専門学校 (4) 特別支援学校の高等部（別科を除く）
 (5) 高等学校等で就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校
 （修業年限が3年以上であり、普通教育科目を含む就業時数がおおむね年800時間以上、外国人学校も可）

※ 高等学校等就学費の給付期間は、正規の就学年月数とする。

3 給付の内容（基準額は、平成31年度の金額）

費目	主な内容	基準額	具体的内容
学用品費等	学用品費、通学用品費等	5,200円	・基準額は、月額
学級費	学級費、生徒会費	1,750円以内	・基準額は、月額
通学費	通学のための交通費	必要最小限度の額を 実費支給	・通学用自転車の購入費は必要最小限度の額を実費支給
授業料	授業料	公立高校等授業料 相当額	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第2条各号に掲げるものに在学し、同法第3条第1項の支援金が支給される時は給付不可 ・私立学校においては、公立学校の額が上限 ・一定期間分を一括納入する必要がある場合は、その期間に相当する額を必要な時期に一括給付することは可
入学料	入学金	公立高校等入学料 相当額	・都道府県の条例に定める額によって設定 ・私立学校においては、公立高校の額が上限
入学準備金	学生服、カバン、靴等	86,300円以内	・学生服、通学用カバン及び靴など教材費の対象となるものを除く学校指定用品 ・福祉事務所が必要と認めた場合、複数回支給を認める
受験料	入学考査料	30,000円以内 (私立高校含む)	・原則、2回まで、1校につき30,000円まで。 (いずれの高校にも合格せず、二次募集を受験する等やむを得ない理由がある場合に限り、必要最小限の額の給付を認める。)
教材費	教科書、副読本、図書等	実費支給	・正規の授業で使用され、当該授業を受ける全生徒が必ず購入する教科書、副読本の図書、楽器、ワークブック及び和洋辞典
学習支援費	クラブ活動費	83,000円以内	・クラブ活動等の課外活動に要するもの

※ 修学旅行費は給付対象外

※ 高等学校等就学費用の給付対象外となる経費や基準額の範囲内で賄い切れない経費（修学旅行費や私立高校における授業料不足分）については、給付金・貸付金、学生本人のアルバイト等の収入を充当することは可能。

4 進学準備給付金の給付の内容

費目	給付額	具体的内容
進学準備給付金	自宅通学の場合 10万円 自宅外通学の場合 30万円	・大学等への進学の際の新生活の立ち上げ費用として、一時金を給付

5 取扱窓口

住所地の福祉事務所（ただし、下記の町村については各こども家庭センター）

- ・能勢町、豊能町⇒池田子ども家庭センター
- ・太子町、河南町、千早赤阪村⇒富田林子ども家庭センター
- ・忠岡町、熊取町、田尻町、岬町⇒岸和田子ども家庭センター

高校における1年次納入金（入学料・授業料、その他経費）参考例

1 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650円
授 業 料	118,800円（月額9,900円）
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。授業料については、概ね年収が910万円未満の方は、申請することにより、高等学校就学支援金が支給され、授業料の納付は必要ありません。

「高等学校等就学支援金」

※受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額(平成30年7月1日以降は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額)で行います。

この額が30万4200円(平成30年7月1日以降は507,000円)以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。

年収目安は家庭の状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）で大きく異なる場合があります。必ず市町村民税所得割額を確認ください。

2 私立高校

	必要な経費（平均）
入 学 料	194,253円
授 業 料	576,194円
施設設備費等	26,611円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

※文部科学省 平成29年度私立高等学校等授業料等の調査結果より抜粋

3 高校（全日制）に係る学習費（全国平均）

区 分	公 立			私 立			
	第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年	
① 学校教育費	372,744	294,068	159,358	1,039,954	688,551	523,697	
内 訳	授業料	22,975	25,618	21,512	280,087	278,713	256,184
	修学旅行・遠足・見学費	19,021	82,422	3,381	37,743	118,253	6,066
	学級・児童会・生徒会費	14,787	12,894	13,807	23,058	18,839	17,456
	PTA会費	7,048	6,290	6,417	14,700	14,056	13,979
	その他の学校納付金 ※1	36,102	23,153	27,816	370,546	96,223	107,430
	寄附金	563	116	160	980	561	1,387
	教科書費・教科書以外の図書費	33,224	18,415	12,695	37,148	19,793	16,442
	学用品・実験実習材料費	36,841	10,768	9,542	31,379	11,273	7,707
	教科外活動費	65,061	51,628	15,741	72,819	41,868	18,257
	通学費	59,276	46,075	37,098	75,456	73,144	64,410
	制服	54,190	6,232	2,286	71,117	5,742	2,858
	通学用品費	17,572	8,592	5,263	19,555	7,349	5,040
	その他	6,084	1,865	3,640	5,366	2,737	6,481
② 学校外活動費 ※2	143,918	177,481	203,767	236,037	287,637	333,929	
学 習 費 総 額 (①+②)	516,662	471,549	363,125	1,275,991	976,188	857,626	

※1 当該学校に入学するための入学検定料・入学金、私立学校における施設設備資金及び上記以外の学校納付金で、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共催金等の安全会掛金、後援会費、冷暖房費、学芸会費等として徴収した経費。

※2 補助学習費及びその他の学校外活動費の合計。予習・復習・補習などの学校教育に関係する学習をするために支出した経費や、知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこことや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費。

※文部科学省 子どもの学習費調査（平成28年度全国平均 平成29年12月22日公表）より抜粋。

大学等における1年次納入金参考例

1 国公立大学

	必要な経費
入 学 料	282,000円
授 業 料	535,800円

入学料については地域内、地域外によって異なる場合があります。

その他として、設備費や傷害保険、同窓会などの費用が必要な場合もあります。

2 私立大学

	初年度学生納付金（文科系学部）	初年度学生納付金（理科系学部）
入 学 料	231,811円	254,941円
授 業 料	781,003円	1,101,854円
施設設備費	152,496円	184,102円
計	1,165,310円	1,540,896円

3 私立短期大学

	初年度学生納付金
入 学 料	244,948円
授 業 料	699,876円
施設設備費	174,548円
計	1,268,067円

4 私立高等専門学校

	初年度学生納付金
入 学 料	202,609円
授 業 料	455,478円
施設設備費	127,174円
計	785,261円

※2, 3, 4 文部科学省 平成30年12月発表

私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果より抜粋

(注) 学校、選択した学科等により納付金額は異なりますのでご注意ください。

☆奨学金制度全般についての問い合わせ先

大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ (大阪府中央区大手前2丁目)	TEL (06) 6946-7599
大阪市教育委員会学校経営管理センター事務管理担当 (大阪市港区弁天1-2-1-1100)	TEL (06) 6575-4646
堺市教育委員会総務部学務課 (堺市堺区南瓦町3-1)	TEL (072) 228-7485
堺市人権ふれあいセンター (堺市堺区協和町2-61-1)	TEL (072) 245-2530
豊中市豊中人権まちづくりセンター (進路相談) (豊中市岡町北3-13-7)	
相談日: 月・水・金 (要予約)	TEL (06) 6841-1313
豊中市蛍池人権まちづくりセンター (進路相談) (豊中市蛍池北町2-3-1)	
相談日: 火・金 (要予約)	TEL (06) 6841-5326
豊中市青年の家いぶき 図書室 (進路相談) (豊中市服部西町4-13-1)	
相談日: 木 (要予約 人権教育課)	TEL (06) 6858-2573
池田市教育委員会学校教育推進課 (池田市城南1-1-1)	TEL (072) 754-6293
池田市教育委員会総務・学務課 (くすのき奨学金) (池田市城南1-1-1)	
	TEL (072) 754-6291
箕面市立萱野中央人権文化センター (箕面市萱野1-19-4)	
	TEL (072) 722-7400
吹田市立教育センター (吹田市出口町2-1)	TEL (06) 6384-4488
高槻市教育委員会教育指導課 (高槻市桃園町2-1)	TEL (072) 674-7631
茨木市教育センター (茨木市駅前4-6-16クリエイトセンター内)	
	TEL (072) 626-4400
摂津市教育センター (摂津市香露園34-1)	TEL (072) 637-0783
守口市教育委員会 (守口市京阪本通2-5-5)	TEL (06) 6995-3152
枚方人権まちづくり協会 (枚方市岡東町12-1-502)	TEL (072) 844-8788
寝屋川市教育委員会 (寝屋川市本町1-1)	TEL (072) 824-1181
NPO 法人 ほうじょう (大東市北条3-10-5)	TEL (072) 876-2560
特定非営利活動法人大東野崎人権協会 (大東市野崎1-24-1)	
	TEL (072) 879-8810
門真市教育委員会 (門真市中町1-1)	TEL (06) 6902-7042
四條畷市教育委員会 (四條畷市中野本町1-1)	TEL (072) 877-2121
四條畷市人権協会 (四條畷市中野本町1-1)	TEL (072) 803-7355
交野市立青年の家 (交野市私部2-29-1)	TEL (072) 810-8011
交野市人権協会 (交野市天野が原町5-5-1)	TEL (072) 817-0997
東大阪市立長瀬人権文化センター (東大阪市長瀬町3-4-3)	TEL (06) 6720-1701
東大阪市立荒本人権文化センター (東大阪市荒本2-6-1)	TEL (06) 6788-7424

八尾市教育センター（八尾市水越二丁目117番地）	TEL（072）941-9974
柏原市教育研究所（柏原市大正1-9-53）	TEL（072）970-3123
富田林市教育委員会教育指導室（富田林市常盤町1-1）	TEL（0721）25-1000 （内線364）
富田林市立人権文化センター（富田林市若松町1-9-12）	TEL（0721）24-0583
富田林市立児童館（富田林市若松町1-7-47）	TEL（0721）25-0666
富田林市人権協議会（富田林市若松町1-9-12）	TEL（0721）24-3700
河内長野市人権協会（河内長野市原町1-1-1）	TEL（0721）53-1111 （内線577）
松原市人権交流センター（松原市南新町2-141-1）	TEL（072）332-5705
羽曳野市立教育研究所（羽曳野市軽里1-1-1）	TEL（072）958-0155
藤井寺市教育相談室（藤井寺市北岡1-2-8）	TEL（072）938-1008
大阪狭山市教育委員会学校教育グループ（大阪狭山市狭山1-2384-1）	TEL（072）366-0011
泉大津市教育支援センター（泉大津市戎町3-41）	TEL（0725）31-4460
和泉市立人権文化センター（和泉市伯太町6-1-20）	TEL（0725）44-0030
和泉市教育委員会指導室（和泉市府中町2-7-5）	TEL（0725）99-8160
高石市教育委員会学校教育課（高石市加茂4-1-1）	TEL（072）275-6434
岸和田市教育委員会教育総務部総務課学事担当（岸和田市岸城町7-1）	TEL（072）423-9607
岸和田市教育委員会教育相談室（岸和田市天神山町1-1-2）	TEL（072）426-1035
貝塚市立青少年人権教育交流館（貝塚市福田91番地）	TEL（072）432-5959
泉佐野市教育委員会学校教育課（泉佐野市市場東1-295-3）	TEL（072）493-2090
泉佐野市人権協会（泉佐野市市場東1-295-3）	TEL（072）458-7444
泉佐野市立北部市民交流センター本館（泉佐野市下瓦屋222-1）	TEL（072）464-5725
泉佐野市立南部市民交流センター本館（泉佐野市南中樫井476-2）	TEL（072）466-1641
泉南市教育委員会学務課（泉南市樽井1-1-1）	TEL（072）483-3673 （内線2701）
泉南市人権協会（泉南市立人権ふれあいセンター内、泉南市樽井9-16-3）	TEL（072）485-1401
阪南市教育委員会学校教育課（阪南市尾崎町35-1）	TEL（072）471-5678
能勢町教育委員会（豊能郡能勢町宿野29）	TEL（072）734-0001
豊能町教育委員会（豊能郡豊能町余野414-1）	TEL（072）739-3426
島本町教育センター（三島郡島本町広瀬3-1-30）	TEL（075）962-4238
太子町教育委員会（南河内郡太子町山田88）	TEL（0721）98-5532

河南町教育委員会	（南河内郡河南町白木1359-6）	TEL（0721）93-2500
千早赤阪村教育委員会	（くすのきホール内、南河内郡千早赤阪村大字水分263）	TEL（0721）72-1300
忠岡町教育委員会	（泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1）	TEL（0725）22-1122
熊取町教育委員会	（泉南郡熊取町野田1-1-1）	TEL（072）452-6361
田尻町教育委員会	（泉南郡田尻町嘉祥寺883-1）	TEL（072）466-5022
岬町教育委員会学校教育課	（泉南郡岬町深日2000-1）	TEL（072）492-2719